

医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン

令和5年11月

(令和7年10月改訂)

秋田県由利本荘市

目次

第1章 基本的事項	ページ
1. <u>ガイドラインの趣旨・目的</u>	1
2. <u>医療的ケアの内容</u>	1
3. <u>対象児童</u>	1
4. <u>保育所等の利用要件</u>	1
5. <u>利用日時</u>	1
6. <u>医療的ケアの提供者</u>	2
第2章 申込みに関する流れと手続き	
1. <u>医療的ケア児の施設利用までの流れ</u>	2
2. <u>事前相談から利用開始までの詳細</u>	3
第3章 医療的ケアの実施	
1. <u>情報の共有等</u>	4
2. <u>実施関係者の役割</u>	4
3. <u>医療的ケアの実施</u>	5
4. <u>集団活動</u>	5
5. <u>行事・園外活動</u>	5
6. <u>緊急時の対応</u>	6
7. <u>職員の研修</u>	6
第4章 医療的ケアの継続等について	
1. <u>医療的ケアの継続審査</u>	7
2. <u>利用開始後における医療的ケアの内容変更</u>	7
3. <u>長期欠席について</u>	7
第5章 保護者の了承事項	
1. <u>医療的ケアの実施について</u>	8
2. <u>慣らし保育等について</u>	8
3. <u>体調管理及び保育（教育）の利用中止等</u>	8
4. <u>緊急時及び災害時の対応等</u>	9
5. <u>退所等</u>	9
6. <u>情報の共有等</u>	9
7. <u>その他</u>	9

第1章 基本的事項

1. ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年9月18日施行)に基づき、医療的ケア児の保育所、認定こども園(以下「保育所等」という。)での受入れにあたり必要な基本的な考え方や留意事項等を示すことにより、由利本荘市(以下「市」という。)において保育所等での医療的ケア児の円滑な受入れ、及び安全に保育(教育)・支援が図られることを目的としています。

2. 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は、次の表に掲げるものとします。

呼吸	人工呼吸器管理、酸素吸入、気管カニューレ管理、※たん吸引(口腔・鼻腔内・気管切開部からの吸引)
栄養	※経管栄養(経鼻経管・胃ろう・腸ろう)、中心静脈栄養
排泄	ストーマ、導尿
その他	市長が実施を認めた医療的ケア等

※特定行為

3. 対象児童

主治医が保育所等における集団生活が可能であると判断した医療的ケア児

4. 保育所等の利用要件

保育所等の利用は、次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- (1) 利用を希望する施設・認定区分の要件を満たすこと。(保育の必要性や年齢等)
- (2) 保育所等における集団生活が適当であると認められること。
- (3) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。
- (4) 日常的に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- (5) 保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を関係機関で十分に共有し連携できること。

5. 利用日時

医療的ケアを実施できる時間は、医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等における看護職員や保育士等の受入れ体制等、これらの状況を勘案し、保育所等と保護者の同意の上、決定します。

6. 医療的ケアの提供者

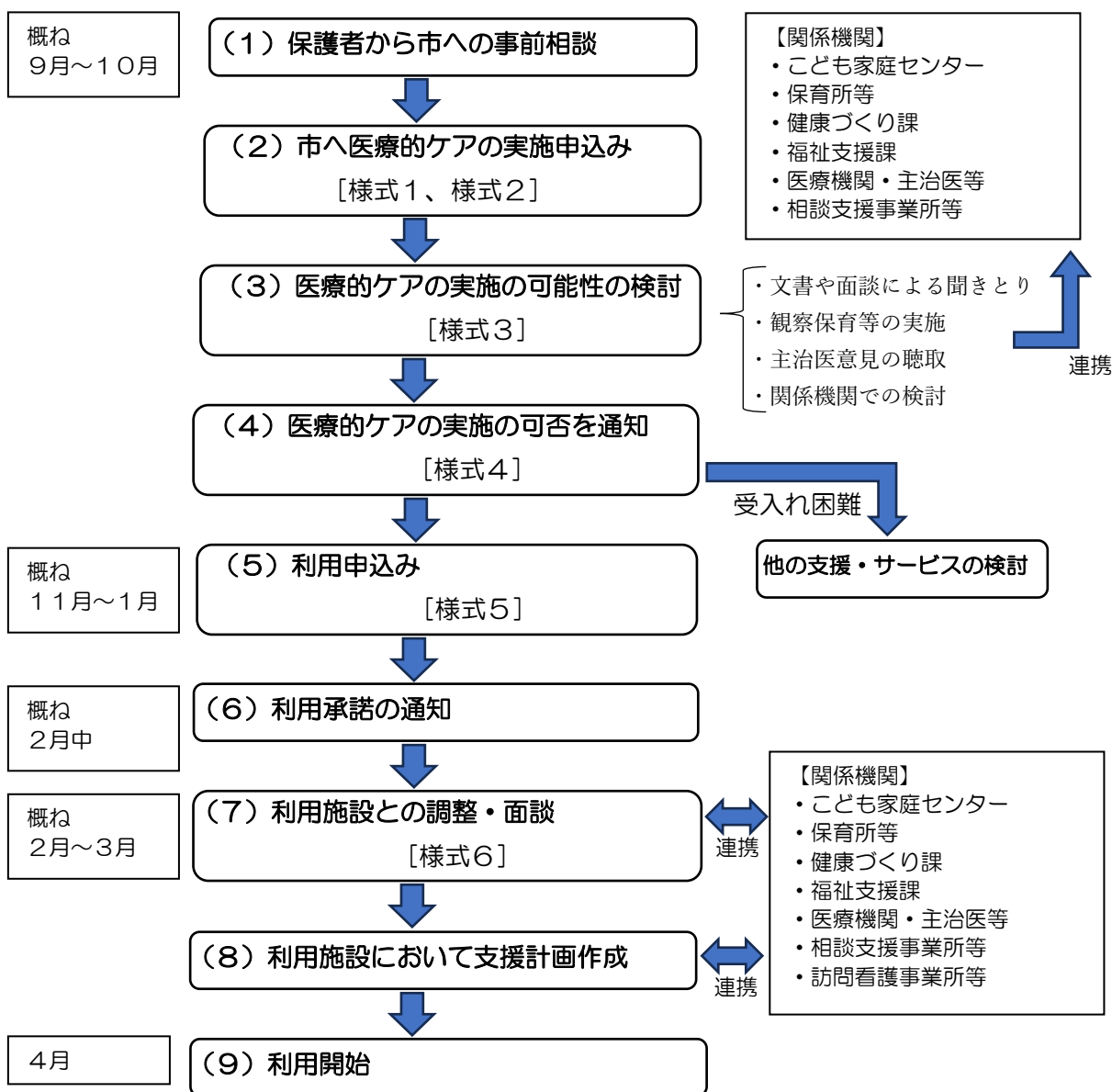
医療的ケアの提供者は、原則、看護師等（特定行為については、一定の研修を受けた保育士等を含む）とします。

医療的ケアの提供に支障のない範囲で、他の児童の衛生管理や健康管理の業務との兼務も可能です。

第2章 申込みに関する流れと手続き

1. 医療的ケア児の施設利用までの流れ（4月利用開始の場合）

医療的ケア児の保育所等の施設利用までの流れは、次のとおりとします。



2. 事前相談から利用開始までの詳細

(1) 保護者から市への事前相談

- ① 本ガイドラインに基づいて、受入れの手続きや保育（教育）環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行います。
- ② 家庭の状況や医療的ケア児の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所等以外の施設の利用状況等の聴き取りを行います。
- ③ 医療的ケアの申込みに必要な書類の説明を行います。

(2) 市へ医療的ケアの実施申込み

- ① 保護者は「様式1. 医療的ケアの実施申込書」及び「様式2. 主治医意見書」を提出します。
- ② 利用を希望する保育所等での面談を行うための日程を調整します。

(3) 医療的ケアの実施の可能性の検討

- ① 利用を希望する保育所等で、保護者及び医療的ケア児と施設長等が面談及び児童の行動観察を実施し、医療的ケアの状況を確認します。
なお、面談については、状況に応じ、市の職員が同席します。
- ② 施設長から「様式3. 医療的ケア実施面談結果通知書」により、市に面談結果を通知します。
- ③ 集団生活の実施や受入れにおける安全管理等について、保護者や主治医の同意のもと、病状や医療的ケアに関する情報を関係機関で十分に協議し、医療的ケアの可否を決定します。

(4) 医療的ケアの可否を通知

保護者に「様式4. 医療的ケア実施可否判定通知書」を送付します。

(5) 利用申込み

保護者は「教育・保育施設利用のしおり」に記載された申請に必要な書類に加え、「様式5. 医療的ケア児の保育（教育）に関する同意書」を提出します。
なお、申請に必要な書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担とします。

(6) 利用承諾の通知

市は利用調整の上、保育所等の利用を承諾する場合には、保護者に「保育所等入所承諾書」を送付します。

(7) 利用施設との調整・面談

保護者は、利用先の保育所等に「様式 6. 医療的ケア指示書」を提出し、利用先の保育所等は、保護者及び医療的ケア児と施設長等が面談を行い、「様式 6. 医療的ケア指示書」に基づき、実施する医療的ケアの内容や施設利用に際し必要な事項について確認します。

なお、訪問看護事業所等から看護師の派遣を受ける場合は、訪問看護事業所等も同席します。

(8) 利用施設において支援計画の作成

① 利用先の保育所等は、安全な保育（教育）を提供するために、個別支援計画や医療的ケア支援計画を作成します。

なお、訪問看護事業所等から看護師の派遣を受ける場合は、訪問看護事業所等と協議の上、作成します。

② 保護者は必要に応じて、利用先の保育所等が作成した支援計画等を主治医に確認してもらいます。

(9) 利用開始

① 利用先の保育所等で作成する重要事項説明書や入園のしおり等に基づき、保育所等の利用を開始します。

② 保護者は、保育（教育）中の医療的ケアに必要となる物品等を利用先の保育所等へ提供し、使用後の物品等については、家庭に持ち帰ります。

また、保護者は事前に物品等の点検や確認を行います。

第 3 章 医療的ケアの実施

1. 情報の共有等

利用先の保育所等（以下、「実施施設」という。）は、関係機関の意見を参考に、「様式 6. 医療的ケア指示書」の内容を確認し、主治医の助言を受け、医療的ケアを実施します。

医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士等、看護師等職員間や囑託医と共有します。

実施施設または医療的ケアの提供者は、「様式 6. 医療的ケア指示書」に基づき「医療的ケア実施計画書」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、職員間で共有し、安全に医療的ケアを実施します。

2. 実施関係者の役割

ア 施設長は、医療的ケア児の保育（教育）及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、

職員育成等を行います。

イ 保育士等は、看護師等及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、保育（教育）を行い、園での生活の状況を保護者に報告します。

ウ 看護師等は、保育士等及び保護者と連携して医療的ケア児の健康状態を把握します。登園前の健康状態や登園中の様子に関する保護者への聴き取り、保育所等での様子観察等により、当日の健康状態を確認した上で、医療的ケア実施の可否を判定し、実施の可否に疑義が生じた場合は、あらかじめ定められた方法により、保護者あるいは指定の医療機関に連絡し、指示をおおぎます。また、医療的ケアの実施状況について、「医療的ケア実施記録」に記録します。

3. 医療的ケアの実施

- (1) 保育（教育）中の医療的ケアは原則、看護師等が行います。できるだけ提供する場には他の職員も立ち会い、複数の職員で安全を確認しながら行います。
- (2) 集団生活における安全確保の観点から、医療行為に該当しない範囲の補助などは、保育士等やほかの職員と協力して行います。
- (3) 医療的ケアの実施に関する、「医療的ケア実施計画書」、「医療的ケア実施記録」等の書類は、実施施設にて必要期間保管します。

4. 集団活動

(1) 感染症対策

ア 実施施設は、厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」に沿って、感染症対策を行います。

イ 実施施設は、感染症が発生した場合の対応について、事前に保護者を通じて、主治医に確認しておき、その内容について保護者と共有します。

ウ 実施施設は、施設内において、感染症の発生が見られた場合は、速やかに保護者へ情報提供するとともに、予め保護者と取り決めてある内容に沿って対応します。

(2) 他の子ども等への説明

実施施設は、他の子どもが誤って、経管栄養のチューブや気管カニューレを抜去してしまう等、事故のリスクを低減するよう、理解が可能な幼児を対象として、医療的ケアの必要性や器具の取扱い等について、理解を促す説明を行います。また、医療的ケア児の保護者から同意が得られる場合は、クラスに医療的ケア児が在籍していることについて、他の保護者に説明し、共に保育（教育）を行うことに対して理解を得られるように努めます。

5. 行事・園外活動

実施施設は、運動会や発表会等の行事、散歩等の園外活動、その他園生活で配慮が必要

な活動について、保護者や医療的ケア児の希望を確認した上で、安全面を考慮して行事や活動への参加の可否を判断します。医療的ケア児等の参加について判断が困難な場合は、必要に応じて、主治医や嘱託医等に意見を求めます。この場合、保護者に同伴を求める等、医療的ケア児の安全を確保するための工夫や配慮をした上で、できる限り参加ができるよう努めますが、医療的ケア児の参加について安全を確保することができないと判断した場合は、保護者に説明し、参加を見合わせるものとします。

なお、参加の可否を検討するにあたっては、次の事項について留意します。

- ア 行事や園外活動に参加することが医療的ケア児への過度な負担とならないか
- イ 前日や当日の体調等から、安全に参加できる状態であるか
- ウ 医療的ケア実施場所や時間が確保できるか

6. 緊急時の対応

(1) 実施施設は、医療的ケア児ごとに想定されるリスクを抽出し、緊急時の対応方針を定めたマニュアル（緊急時対応マニュアル）を作成します。マニュアルには、緊急時の連絡先、対応の流れ（役割分担含む）等について記載します。特に、緊急時の連絡先と対応の流れについては、保護者や主治医等（訪問看護事業所等から看護師の派遣を受ける場合は、訪問看護事業所等も含む）と連携して作成します。緊急時対応マニュアルは救急搬送時に医療機関等に保護者の情報を伝達するために使用することから、事前に保護者に同意を得て作成します。

(2) 保護者は、医療的ケア児の体調が悪化した等の理由により、実施施設から保育（教育）の継続が困難との連絡を受けたときは、利用時間の途中であっても医療的ケア児を引き取ります。ただし、実施施設から病院に搬送された場合は、病院に直行します。

(3) 実施施設は災害発生時に備えて、実施施設で整備している災害対策マニュアルに次の事項を追加しておくことが必要です。

ア 避難時の職員の介助や、避難場所、避難経路に関する配慮に関すること

イ 医療的ケアの機材や物品の持出に関すること

（全ての職員が持出できるよう、予め、持ち出す必要がある機材や物品のリストアップしておく）

ウ 数日間、避難する場合を想定した、医療的ケアに必要な消耗品や薬品等の確保に関すること

7. 職員の研修

実施施設は、職員が医療的ケア児の発達過程や疾病の状況に合わせて、安全かつ適切に対応できるように、医療的ケア児に関わる可能性のある職員に対し、必要な知識や技術を取得するための研修機会の確保に努めます。

第4章 医療的ケアの継続等について

1. 医療的ケアの継続審査

- (1) 市は、1年度ごとに、医療的ケアの継続の可否を審査することとし、医療的ケア児の健康状態等について、保護者や関係機関と協議します。
- (2) 協議の結果、継続して同様の医療的ケアが必要であると認められた場合は、市は継続して保育（教育）を実施します。

2. 利用開始後における医療的ケアの内容変更

- (1) 利用開始後、かつ、1年度毎の継続審査前において、新たな医療的ケアの追加があった場合は、保護者は改めて「様式1. 医療的ケアの実施申込書」及び「様式2. 主治医意見書」を市に提出します。

ただし、現在の医療的ケアの内容の軽微な変更のみの場合に関しては、「様式2. 主治医意見書」及び「様式6. 医療的ケア指示書」の内容を修正あるいは追記し、実施施設に提出します。
- (2) 市は提出された書類や、医療的ケア児の健康状態等に基づき、実施施設における保育（教育）の継続可否について、関係機関と協議します。
- (3) 追加または変更される医療的ケアの内容が市の規定内であり、実施施設において受け入れ可能な場合は、継続して保育（教育）を実施します。
- (4) 市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退所となります。
- (5) 医療的ケアが不要となった場合、保護者は「様式2. 主治医意見書」及び「様式7. 医療的ケア終了届」を提出し、通常の保育（教育）利用に変更となります。

3. 長期欠席について

- (1) 保育所等は、恒常的に保育所等での保育（教育）が必要な世帯が利用する施設であることから、やむを得ない理由を除き、自己都合により長期登園せず、登園日数が著しく少ない月が続いた場合は、原則として退所となります。ただし、医療的ケア児の健康状態等を十分に考慮します。
- (2) 長期欠席の後、登園が可能となった場合は、実施施設における集団生活の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求めます。

第5章 保護者の了承事項

次の事項について、保護者に了承を得た上で、保育所等の利用を決定します。

1. 医療的ケアの実施について

- (1) あらかじめ、主治医を受診し、保育（教育）において医療的ケア児に必要な医療的ケアや緊急時の対応等を記載した「様式2. 主治医意見書」及び「様式6. 医療的ケア指示書」を提出する必要があること。
- (2) 必要な書類の作成に係る諸費用は、保護者の負担となること。
- (3) 実施施設が緊急時対応等に関して主治医からの指導・助言が必要な場合に、実施施設の担当者が医療的ケア児の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (4) 実施施設では、関係法令及び主治医の指示書に基づき、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。
- (5) 看護師等の不在等により、保育所等での医療的ケアが実施できない場合があること。

2. 慣らし保育等について

- (1) 医療的ケア児が新しい環境に慣れるとともに、医療的ケアを安全に実施するため、利用開始後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育等を行い、保育（教育）や医療的ケア内容を保護者と実施施設で確認する必要があること。
- (2) 慣らし保育等の期間及び時間については、医療的ケア児の様子や状況、看護師等による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と実施施設と協議し決定すること。

3. 体調管理及び保育（教育）の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、施設の利用ができない場合があること。
- (2) 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、施設を利用しないこと。
- (3) 発熱、下痢、嘔吐、けいれん等の体調不良の場合や、熱がなくても感染症に感染した疑いがある場合は、保護者に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。
- (4) 集団生活の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、実施施設内で感染症が一定数以上発生した場合には、実施施設からの情報により、保護者が施設を利用するかどうか判断すること。または、実施施設の判断で施設の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 実施施設が必要と認める時には、主治医等を受診すること。

4. 緊急時及び災害時の対応等

(1) 実施施設は医療的ケア児の症状が急変するなど、実施施設が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。その場合、保護者へ連絡が取れる前に医療的ケア児を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。

なお、それに伴い生じた費用については保護者の負担となること。

(2) 栄養チューブ及び気管カニューレの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。保育（教育）中に栄養チューブ及び気管カニューレ等にトラブルが生じた場合は、「医療的ケア実施計画書」に基づき対応すること。

(3) 医療的ケア児に、てんかん等の既往及び疑いがある場合は、痙攣止めの薬剤を用意すること。

なお、消費期限等の管理及び保管方法は、保護者の責任のもとで行うこと。

(4) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要な分の非常食や医療品を事前に預かっておくこと。

5. 退所等

(1) 医療的ケア児の状態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合は、原則として退所となること。

(2) 実施施設の人員、施設又は設備の状況により、医療的ケア児の受入れができなくなる場合があること。

6. 情報の共有等

(1) 医療的ケア児に対して安全安心な保育（教育）を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。

(2) 医療的ケア児の状況や集団生活を行う上で必要なことは、プライバシーに配慮しながら、他の児童やその保護者と共有する場合があること。

7. その他

「第5章 保護者の了承事項」の1～6のほか、市及び実施施設との間で取り決めた事項を順守すること。